

令和5年3月清須市議会定例会会議録

令和5年3月3日、令和5年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫		
副市	長	葛谷賢二		
教	育	長	天埜幸治	
企	画	部	長	河口直彦
総	務	部	長	岩田喜一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部長 兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策 監	加藤 久 喜
監査委員事務局 長	三輪 晃 司
建設部 長	長谷川 久 高
会計管理者	吉田 敬
教育部 長	加藤 秀 樹
企画部次長兼人事秘書課 長	石黒 直 人
総務部次長兼総務課 長	楢本 雄 介
総務部次長兼財産管理課 長	飯田 英 晴
市民環境部次長兼保険年金課 長	三輪 好 邦
市民環境部次長兼生活環境課 長	松村 和 浩
健康福祉部次長兼高齢福祉課 長	古川 伊都子
建設部 参事	猿渡 一 樹
企画政策課 長	林 智 雄
企業誘致課 長	沢田 茂
財政課 長	服部 浩 之
税務課 長	渡辺 由利子
収納課 長	辻 清 岳
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	北神 聖 久
産業課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	下村 辰 之
清洲市民サービスセンター所 長	石田 讓
春日市民サービスセンター所 長	日比野 鋭 治
社会福祉課 長	鈴木 許 行
子育て支援課 長	藏城 浩 司
健康推進課 長 兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室 長	寺社下 葉 子

土 木 課 長	村 瀬 巧
都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	浅 野 英 樹
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後 藤 邦 夫
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 1 号 令和5年度清須市一般会計予算案
- 日程第 2 議案第 2 号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 3 議案第 3 号 令和5年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 4 議案第 4 号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 5 議案第 5 号 令和5年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 6 議案第 6 号 令和5年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 7 議案第 7 号 清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案
- 日程第 8 議案第 8 号 清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案
- 日程第 9 議案第 9 号 清須市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び清須市職員
の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 10 号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

- 日程第 1 1 議案第 1 1 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 清須市情報公開条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び清須市障害者総合支援条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 清須市長寿記念祝金等支給条例及び清須市敬老金支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 清須市母子通園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 清須市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 清須市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 清須市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 4 年度清須市一般会計補正予算（第 1 1 号）案
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 令和 4 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 3 0 発議第 1 号 清須市議会の個人情報の保護に関する条例案

(傍聴者 1名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

令和5年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、20名でございます。

成田議員より少し遅れるとの連絡が入っておりますので、よろしく願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日上程しております各議案については、2月22日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題とし、質疑を行い、質疑終了後、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑の回数及び時間につきましては、申合せ事項により、一般質問と同様となっております。

日程第1、議案第1号から日程第30、発議第1号までを一括議題といたします。

去る2月28日までにお一人の方より議案に対する質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許可いたします。

なお、議員の質疑及び当局の答弁は、一般質問と同様の方法でお願いいたします。

それでは、加藤議員の議案に対する質疑を受けます。

加藤議員。

< 15番議員 (加藤 光則君) 登壇 >

15番議員 (加藤 光則君)

議席番号15番、加藤光則です。

議案質疑をさせていただきたいと思っております。

1 議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案についてであります。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、「都市計画 事務費」都市計画マスタープランの見直しについてであります。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、上位計画と整合を図るとともに、市民の意見を反映しながら定め

る都市計画の指針となるものです。

そこで、以下伺います。

①検討方法と見直しのプロセスについて

検討作業（上位計画の整理・資料による基礎調査）

②2024年度までに策定が求められている地域計画（人・農地プラン）の策定について

2 議案第7号 清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案、議案第8号 清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案及び議案第12号 清須市情報公開条例の一部を改正する条例案についてであります。

これまで、国・自治体・民間ごとに行われていた保護制度の定義等を統一し、国の行政機関に適用される条文に一元化していこうとするものですが、課題はないのか、以下について伺います。

①識別の可否の基準について

②要配慮個人情報について

③個人情報の取扱におけるオンライン結合について

④訂正請求・利用停止請求における開示決定（開示請求前置主義）について

⑤匿名加工情報について

⑥審議会の役割について

3 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。

「清須市自転車駐車場管理運営業務」の業者選定が公募型プロポーザル方式により行われ、特定者が選定されました。選定に当たり、「事業計画」、「収支予算」等が評価基準に則り採点されたと思います。

そこで、以下伺います。

①「事業計画」にある「施設の管理を安定して行う能力」、「社会的弱者への対応について」はどのように取り組まれようとしているのか伺います。

②選定された管理者は、現在BOT方式で運営されている他の駅駐輪場の管理・運営を行っている事業者より管理を委託されている事業者であります。「経済的・効率的で効果的な自転車駐車場の管理・運営」を図っていくうえで、整合性などとともに、「収支」の比較の必要が求められると思いますが、今後どのように考えていくのか伺います。

以上であります。御答弁よろしくお願いたします。

議長（野々部 享君）

最初に、1の①の質問について、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課の鈴木です。

1の①についてお答えいたします。

都市計画マスタープランの見直しに係る検討方法については、上位計画である愛知県の名古屋都市計画区域マスタープランと清須市第2次総合計画に則すとともに、各種計画と整合を図りつつ定めております。

現在の清須市都市計画マスタープランは平成31年3月に改定し、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後の令和10年を目標年次としておりますが、社会情勢の変化に適時的確に対応するため、必要に応じて計画の見直しや充実を図ることとしております。

令和5年度から清須市都市計画マスタープランの一部見直しを行う予定で、市街化編入に向け、具体的に面整備の計画がある土田・上条及び一場東部地区や、その他将来的に市街化を検討する地域について、関係機関との協議資料の作成等を実施する予定です。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

まず、都市計画というのは都市計画法があって、第21条に変更に関する規定があって、社会経済状況の変化に対応して変更が行われることが予定されているということになっております。しかし、法律の第6条第1項に規定する都市計画に関する基礎調査の結果や社会経済状況の変化を踏まえて変更の必要が吟味されるべきものである、こう述べられているわけですが、まず、考え方として、その基礎調査を今からやるということによろしいですか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

基礎調査につきましては当然実施してまいりますが、今回、今、議員おっしゃったとおり、都市計画マスタープランの変更を考えておる理由としましては、先ほど申された社会情勢の変化に対応していくというところがございます、御承知のとおり、今回、一部改正については、議会のほうに平成30年に請願が出ております土田・上条地区や一場東部市街化を望む声ですね、農

振農用地としての利用もやめたいという事情もありまして、そのあたりを踏まえて、市の方針と地元の機運を合わせて計画をしていくというような内容になっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それで平成31年に計画をつくって20年先を見通してというところで、しかし、中間的にはまだ10年のうちの半分、5年たったということでもあります。こういう結構早い時期に見直しになったわけですが、計画の見直しに当たって、現在、計画に位置づけられている施策の取組状況をまずは十分評価・検証して、その見直しに反映していくことが必要になると思うわけですが、今回、市街化云々も除いてもいろいろな施策があったわけですので、1つ動かすところと関連して動かなければならないプランになると思うわけですが、それで今の都市計画マスタープランに示している、まだ最新の都市計画図に反映されていない内容の把握とか、現在までの変化の把握とか、今回見直しをされるに当たってこういったものについてはどうふうか評価されてきたのか、その作業工程をお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

今回はですね、実際の開発の現状といいますか、そういったものというのは当然調査をして評価をして考慮していくんですが、今回の来年度からの都市計画マスタープランの変更というのは、あくまで市街化編入を見据えたものになっておりまして、平成31年3月に都市計画マスタープランを改定した際に地元からの請願を受けて具体的な区画整理の立ち上げとか民間の開発をやっという話になったときに、平成31年3月にそういった位置づけをしておりまして、それに対して今の時点で両地区が事業化に向けた協議を進めていくうえで熟度が高まってきて、この時点で将来的な市街化編入の時期を考えると、この時期で都市計画マスタープランを変えていかなければいけないというところでやるものでございまして、そのあたり地元との調整をしながら進めているような状況でございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

ということは、全体の中のスケジュール的に今やっていかないといけないというのも1つ今、言われたわけです。

今回、市街化ということで特に土田・上条地区及び一場の東部について将来的な市街化編入に向けてということをいろいろ言われているわけですが、そうなると、地域ごとの課題の明確化とかきめ細やかな現状整理を行っていくと、このことがやっていくうえですごく必要になってくるわけです。今回委託ということで調査も含めて委託料が新年度予算に上がるとのわけですが、この進め方についてはどういうふう考えられているのかお聞きします。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

まず、土田・上条地区につきましては、先ほどもお話ししましたとおり、都市計画マスタープランの変更をして、その後、最終的には市街化編入というのを令和8年度以降に予定をしておりますので、まずスケジュールとしましては、県との協議で都市計画マスタープランの改定が今のタイミングだろうというところがありますので、改定と、今、実施しておりますとおり、地元のまちづくりの協議会と調整を進めて調整を図っていきたいと思っております。

一場東部のほうにつきましては、県との調整の中で、都市計画マスタープランの位置づけというのを令和6年ぐらいの総合計画等とも併せながら変えていって、一場東部ですと発起人会というものがございますので、そちらのほうと会合を重ねながら、令和8年度あたりに市街化編入ができるという予定で今、進めておまして、それ以降、組合の立会いができればというふうで調整を図りながら進めておるという状況でございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、課長のほうからお聞きして、全体のロードマップが大体イメージがいろいろなところの課題もありますけれども、今お聞きして分かるわけですが、この見直しのスケジュールと合わせて委託していろいろ業者がやられる部分があるかと思うわけですが、住民参加と住民の意

向の反映、こういった周知、このことについては、例えば、配慮すべき事項として、国土交通省が都市計画運用指針なんかを示しているいろいろな言われておるわけですが、その辺は市としてどういうふうを考えられているのかお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

周知というところで申し上げますと、都市計画マスタープランの全体構想とか地域別構想を様々変えていかなければなりませんので、その内容についてはパブリックコメントという形ですとかで広く周知のほうは実施していく予定でございます。

地域住民の方のお声というのは当然反映させていかなければなりませんし、繰り返しにはなりますが、今回変えていかなきゃならない土田・上条地区、一場東部地区というのは、もともと地元の方たちのお声という形で、今後、営農者の次世代の方たちが担い手不足というような形でなかなかやっていけないというようなことを踏まえて請願があったという経緯もございますので、地元の方のお声と市の方針というところはしっかり調整が図られているというような認識でおります。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

1つはですね、先ほど言いました国土交通省が指針を示しているわけですが、地域の関係者の皆さんの声は非常に大事なわけですが、1つは市全体のマスタープランでありますので、住民と関係者の参加のプロセスが非常に大事になってくると思いますので、その辺では十分に説明・意見を求めて積み上げていく、こういう取組をしていただくと。

そして、先ほど言われたスケジュールについても、住民の方も分かりづらくて、例えば、企業立地が出している土田・上条地区のパンフレットの下を見て、こういうスケジュールでいくのかとかいうイメージが出てくるわけですが、その辺を十分説明する中で、分かるようにして進めていっていただきたいということを求めておきたいと思います。

2つ目に行ってください。

議長（野々部 享君）

次に、1の②の質疑に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

②の御質問についてお答えさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法が令和4年5月に一部改正され、地域農業の将来の在り方を示す「人・農地プラン」を法定化する地域計画の策定が示されました。この計画につきましては、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大するなどの懸念がある中、農地が利用されやすくなるよう農地の集約化などに向けた取組を加速化することが主な目的で、地域農業の将来の在り方に加えて目標地図を示すことが新たに加わりました。

本市におきましては、人・農地プランの実質化に向けた工程表作成時にあたります平成30年頃より、市内全農用地区域より農業振興地域の指定からの除外の請願が提出され、それが採択されたことから、プラン策定は行いませんでした。

については、次期地域計画についても策定義務がないことや市内農用地区全てから除外への請願が提出され、農地所有者の意向が地域の農業の振興や発展に向かっていないことから、策定する予定は今のところございません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

基盤整備法の改正法が昨年の5月に成立して、プランを見直していくためにいろいろ策定しなさいというような計画を定めるものがいろいろ法律で決まったわけですけども、もう一度確認しておきます。本市においては、今、言われた、実施義務がないから策定しないという理解でよろしいですか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

請願が出されて約5年ぐらい全てたちますので、このような制度の説明は機会があるごとに農業従事者の方にも説明をさせていただいて、その上で理解をいただいて、考え方を示しながらプランのほうの策定はしないということを説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

分かりました。

一応、昨年こういう制度が国会で通って、市町村の判断で作成しても作成しなくてもよいというものではなくて、法律上、地域計画を定めるものと規定しておりまして、各地域でしっかり定めていくことが必要だと国会答弁であったものですから、改めてお聞きしました。本市の考えは分かりました。

その上で、都市計画運用指針、これは都市計画課にお聞きしたいと思います。指針にも国と地方公共団体が共通認識を持って対応すべきとされる6つの課題、この中で示されているわけですが、特に環境の負荷の小さな都市の構築が重要課題として、最近は特に気候のことがありますから、6つの課題の中で重要視する課題として挙げられているわけですが、マスタープランの見直し課題として、本市としては今、環境負荷については何か考えられているのか、今、1つの課題は農業のことは分かりましたので、都市計画課としてどういうふうに考えられているのか質問します。

議長（野々部 享君）

鈴木都市計画課。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課、鈴木です。

今おっしゃられました環境の問題というところで、緑のマスタープランが本市は策定されておるんですけども、こちらと今回、都市計画マスタープランの変更ということによって、現状との乖離が見られて、両計画の中身についてももう少し精査するという課題については認識を持っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

計画を改正するうえで、例えば上位計画との関連づけもあるわけですが、横並びの計画、

ここで言えば土田・上条地区でいえばあま市との計画とか、いろんなところも見ていくということが非常に大事になってくるわけですがけれども、例えば、あま市の都市計画マスタープランなんか作成されるときには、今、課長が言われたような緑の計画等も併せた策定委員会等もつくられて、要綱なんかも示されておったわけですがけれども、ここはどういうふうにプロセスの面では考えられておるのかお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

議員おっしゃるとおり、あま市の場合ですとちょうど1年前ですか、昨年3月に都市計画マスタープランも緑の基本計画のほうも改定されてみえるかなというふうに思います。さらには、その前年度に3千名ほどですか、市民を対象に市民アンケートを取ったりするような形で市民の方の意見というものを集約してやっているというところは認識しております。

本市の都市計画マスタープランは、今回、一部改定する予定でありますが、こちらに則した形で緑の基本計画もあるべきだということは認識しておりますので、そのあたり具体的な方法はまだ決まっておりませんが、市民の方がどういうふうに考えてみえるかというところはしっかり把握したうえで改定は進めていかなければいけないというふうに認識しております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

先ほど言いましたが、住民と関係者の参加のプロセスが私、大事だと思いますので、望ましい将来都市像を明確にしていくためにも現況調査、それから整理をしっかり行っていただいて、皆さんの声を反映させるような積み上げを行っていただいて、やっていただくということを求めまして、この質問は終わりたいと思います。

次に行っていただきたいと思います。

議長、次、項目がいろいろありますので、2つずつ答えをいただくとありがたいです。1、2答えをいただいて、3、4と2つまとめて、すみません。

議長（野々部 享君）

次に、2の①の質疑、2の②の質疑に対し、榎本総務部次長兼総務課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課、榎本です。

2の①の質問についてお答えいたします。

自治体の個人情報保護制度は、各自治体の条例に基づき運用されているところではありますが、令和5年4月1日以降は個人情報の保護に関する法律に基づく運用に移行されることから、所管が国の個人情報保護委員会に一元化され運用されます。

この法律の定義には、個人情報については当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとされているほか、ほかの情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものについても個人情報となると定義されております。

識別の能否の基準につきましては、典型的に規定することは困難ではありますが、重要なのは個人情報の類型を問わず、あらゆる個人情報について個々に能否を厳しく判断することが重要であると認識しております。

以上でございます。

引き続き、2の②の御質問にお答えをいたします。

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴等が要配慮個人情報に当たると思っておりますが、重要なことは、個人情報の類型を問わず、あらゆる個人情報について行政機関による利用目的の達成に必要な個人情報以外の保有や利用目的以外の利用・提供を厳しく制限することであり、今後とも要配慮個人情報を含めた個人情報の取得・利用をする際は、情報の必要性について適切かつ慎重な判断に努めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

ありがとうございます。

今、御答弁いただいて、類型問わず厳しくということと適切にという①、②の部分でお答えいただきました。私、このことについては懸念されることがあるものですから、これは意見だけ挙げておきたいと思います。

1つは、個人情報の定義が民間部門と公的部門とで統一されて、民間のほうに合わせる形での

統一が今回なされたと思います。従来からその情報のみで個人と識別できるかという基準だけではなくて、他の照合することによって、当該個人と識別できるかも基準となっているわけですが、容易照合要件がついている民間に合わせるということとなったわけでありまして。民間の場合、営業の自由があるために、過度に広範な規制を避ける観点から個人情報の範囲を限定しているわけでありまして。そうすると、容易可能でないものは個人情報には該当しないということになりますので、これまでのように保護される個人情報の範囲が狭くなると思います。この辺、類型問わず厳しくと御答弁いただいたわけでありまして。国の法律がこうなったということもあるわけですが、しっかりこの地方自治体としても適切な取組を行っていただいて、私、懸念することを述べましたけども、行っていただきたいということをおきます。

それから、要配慮個人情報についてであります。

この中身の規定については、今、課長が言われました。この要配慮個人情報を一般的な個人情報と区別して規定する趣旨というのは、要配慮個人情報については特別の配慮が必要だからであります。それは民間も行政も同じなはずであります。しかし、法律が行政機関に対しては取得制限を設けていないこと、このことが今回非常に大きな問題として今、言われているわけでありまして。

この要配慮の個人情報についてはですね、保護の程度を高めていく、このことこそ私は必要だということを2番目のところでは申し述べておきたいと思っております。

3、4についてお答えいただきたいと思っております。

議長（野々部 享君）

次に、2の③、④の質疑に対し、榎本総務部次長兼総務課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

2の③の質問についてお答えいたします。

オンライン結合については、清須市情報公開・個人情報保護審査会への諮問・答申を経て実施の可否を決定するといったプロセスを踏むという制限がございましたが、法律にはオンライン結合について制限する旨の規定は存在しておらず、審査会への諮問・答申についても国の個人情報保護委員会によれば認められておりません。そのため、今後は国の示すガイドライン等に沿ってオンライン結合の実施の可否について検討していくこととなります。

しかしながら、制限がなくなるからといってオンライン結合が無制限に可能となるものではなく、必要最小限の範囲内で行われるべきものであるということは認識しており、該当する事例が

生じた場合は、オンライン結合の実施の可否について慎重な判断に努めてまいります。

以上でございます。

次に、2の④の質問についてお答えをいたします。

訂正請求、利用停止請求において開示請求前置主義としているのは、制度の円滑かつ安定的な運用の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保する目的で採用されております。本市といたしましても、訂正請求、利用停止請求につきましては、法律の規定に基づく運用を行い、開示決定により明確となった対象となる保有個人情報に対し、適切な措置を講じてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

ここで3番のオンライン結合について若干申し上げておきたいと思います。

個人情報の取扱いについても、国の行政機関と同じ取扱いとなって、どこから収集してもよいということになっています。そこで問題なのはオンライン結合、つまりオンラインで自治体のコンピュータサーバーと外部のコンピュータサーバーと連結させて常に情報を取りやすくするという仕組みについてであります。

無制限で可能ではないと今おっしゃったわけですが、1つはですね、公益を理由とした保有個人情報の外部提供については、自治体の執行機関はこの法律の要件に従い判断すればよいということになるわけでありまして、これまでは審議会を通じて住民はどういう情報が目的外利用されるとか、外部に提供されるとかいうことを知ることができたわけですが、このような手続がなくなると、目的外利用や外部提供についても透明性、公開性が失われることになりかねないかということをおもうわけでありまして、その辺については住民の不安等についても自治体としても向き合ってしっかり取り組むとともに、問題があればぜひ声を上げて国のほうにも意見をさせていただきたいということを申し述べておきたいと思います。

5、6お願いします。

議長（野々部 享君）

次に、2の⑤、⑥の質疑に対し、榎本総務部次長兼総務課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

2の⑤の質問についてお答えします。

法律では都道府県・政令指定都市以外の自治体での導入について、当分の間は任意となっておりますが、状況によっては、今後導入が必須となることもあり得ると思います。加工方法、ノウハウを含め、近隣自治体、導入自治体の状況調査に努めてまいります。

続いて、2の⑥の質問についてお答えをします。

清須市情報公開・個人情報保護審査会条例で定めます審議会の役割につきましては、開示決定等に係る審査請求に関する事項、情報公開制度の運用に関する重要事項、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項等になります。

先ほどの御質問でも回答させていただきましたが、オンライン結合による保有個人情報の提供に関する事項や保有個人情報の目的外利用、または外部提供に関する事項については審議事項から外れておりますので、国が示すガイドライン等により適正な運用に努めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

特に5番目のところはですね、今日に至るまで地方公共団体において非識別加工情報の仕組みを導入しているのはごくわずかで、先ほど課長が言われた導入調査に努めたいという現状だと思いますけれども、それにもかかわらず一律に行政機関等の匿名加工情報の仕組みを導入せよというこの法律であります。この辺については、本市としては今、近々に周りを見とるだけなのか、どういう状況なのか、この辺の今の現状を教えてくださいと思います。

議長（野々部 享君）

楢本課長。

総務部次長兼総務課長（楢本 雄介君）

当市は法令上、任意での導入となっております。先ほど申し上げましたとおり、現状での予定はございませんので、導入ときにはしっかりとしたデータが作成できる体制を準備していくことが肝要だと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

こういう中で、国のほうが今どんどん進めようとしているわけでありまして。地方公共団体の個人情報保護に関する審議会もそうですけれども、役割を制限しようとしているわけでありまして。地方自治住民参加情報公開の理念に反するのではないかということをおし述べておきたいと思っております。

それで、今回、住民の皆さんから預かった個人情報を適正に処理し、行政として住民に返していくそれぞれの自治体の自主的・主体的な行政運営を国が縛りを課してデータ流通のために自治体の個人情報保護規制を緩和しようというものであると私は思うわけでありまして。地方公共団体はこれまでの個人情報保護条例の運用を踏まえて、自らの区域内における個人情報保護施策を後退させることのないようにしっかり業務に当たっていただくということを私は述べて、この質問を終わりたいと思っております。

次の質問に行ってくださいと思います。

議長（野々部 享君）

次に、3の①の質疑に対し、榎本総務部次長兼総務課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課、榎本です。

それでは、3の①の質問にお答えをいたします。

まず、施設の管理を安定して行う能力についてです。

JR清洲駅自転車駐車場の指定管理者は、令和5年1月に実施いたしました一般公募型プロポーザルにより選定された事業者となります。指定管理者となる事業者には、清須市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項各号から、施設の管理を安定して行う能力を有していることが指定管理者となるための前提条件となります。それらの前提条件を踏まえたうえで、プロポーザルの際に提出された事業計画書、収支予算書、決算書等の資料から管理員の配置計画、管理員の教育体制、類似施設の運営実績、会社の経営状態等様々な項目から評価をし、最高評価の事業者を指定管理者の候補者としたところでございます。

今回選定された事業者は、先行して有料化した2つの駅、JR枇杷島駅、名鉄新清洲駅の自転車駐車場の管理を行う事業者と同一の事業者となります。そのため、そのメリットを活かし、清洲駅自転車駐車場の管理運営を行う際に三つの駅を統括・管理する責任者を設け、管理水準及びサービス水準の偏りが生じることのないような体制を整えてまいります。

次に、社会的弱者への対応につきましては、自転車駐車場内に「おもいやりコーナー」を設置するとともに、平日は午前6時30分から午後8時まで、土日・祭日は午前7時から午後8時まで管理員を配置いたしまして、体の御不自由な方、高齢者、乳幼児同伴の方などに対し管理員から積極的な声かけによる介助を実施してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、述べられた中で、1つはですね、同一の事業者だと三つの駅を統括していくということを述べられたわけでありまして。そうすると、既存の有料自転車駐輪場とのサービスの水準の均衡は図られるという認識で聞かせていただきました。そういった意味で、まず、2の回答をお願いします。

議長（野々部 享君）

最後に、3の②の質疑に対し、榎本総務部次長兼総務課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

3の②の質問にお答えいたします。

JR清洲駅自転車駐車場の有料化を検討するに際し、当初は先行し有料化した2つの駅の自転車駐車場と同様に、BOT方式を採用することを検討いたしました。しかし、清洲駅ではBOT方式事業者による事業収益の見込みが立たないことから、BOT方式の採用を断念した経緯がございます。そのため清洲駅自転車駐車場では、市が管理運営に係る費用を負担する使用料金制による指定管理者方式を採用いたしました。

民設民営のBOT事業者が管理運営を行う方式と公設民営清洲駅自転車駐車場における指定管理者方式では、前提となる条件が大きく異なるため、収支の比較を行うことは困難と考えます。

また、同時に、指定管理者による経済的・効率的な視点から、競争を前提とした一般公募型プロポーザル方式において提出された収支予算書及び事業計画書において、それらの視点は当然のこととして反映されているものと判断をしております。

いずれにいたしましても、自転車駐車場におけるサービス提供につきましては、清須市自転車等駐車対策協議会からの答申を踏まえ、他の有料自転車駐車場と同等以上のサービスとなるように、適正な人員配置と管理員の待遇レベルの向上を中心とした質の高いサービスの提供に努めて

まいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

いろいろ調べていただいてありがとうございます。

今、1つは、今回、指定管理者になった事業者が、これまでは市と公益財団法人のセンター、そしてそれを受託した民間事業者3者が絡んだ管理運営だったわけですけれども、今度のところは指定管理で、市と民間事業者2者の関係になったわけでありまして。運営方法については住民にとって非常に分かりづらい、このことが1つは課題としてあるかなと思います。それで新年度の指定管理業務委託料1千65万円予算が組まれているわけでありまして。今回は9か月の予算だと思うわけですけれども、利用料が指定管理者の収入として当該管理業務の必要経費の一部に充てることができるわけでありまして。そうすると、こちらが自治体側もそうでありまして、事業者側に立てば運営における指定の整合性をどのように考えてみえるのかが私、非常に気になるところであります。

先ほど述べられたように、三つの駅を統括してやっていくんだということでありまして、契約方式が違うわけでありまして。そういった中でやられるということでありまして。ちなみに、この契約方式が違くと施設の整備費等、市の負担もいろいろ違って来たわけでありまして。市民の利益を確保する観点から、自転車駐輪場の管理運営業務においても適正な配慮がなされ、最小の経費で最大の効果が図られるのか検証していくためにも、市民の利益という観点から適切な連携が図られて公正性が保たれているのか指定管理者との比較と検証、これを当然のことということも言われたわけでありまして、しっかりとやっていただきたいということをお願いしておきます。

最後にですけれども、最初の質問に戻りたいと思います。

マスタープランの見直しで、総合計画とかいろんなことを絡めたものが見直しされていくわけですけれども、その辺について今後の市全体のことでありますので、市長に一言、見直しに当たってのこれからの計画をどういうふうにご考えられているのか、最後お聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

1 番目のことですか。

都市計画マスタープランの改定なんですけども、実はこの計画自体は20年とか10年とかいう計画なんですけども、今は世の中はこんなに早く変わっていく時代に、20年や10年で縛られとったらとてもやないがまちづくりはできんと思います。もちろん、合併後も都市計画マスタープランについては、最初は旧町のやつを引き継いだんですけども、新しくつくりました。それであってもスピードが合わないということで、その都度その都度、状況に合わせて見直しを行っていくということは不可欠だというふうに思ってます。

今回のこの見直しにつきましても、これはやっぱり市民の方からの要望も踏まえてなんですけど、大きく本当に農地の保全から農業集落課題抽出地域というふうに変えて、それから今後はできれば市街化に変わっていくということで、私は清須のまちづくりにとって本当に大きな転換期だというふうに思ってます。

もちろん今、議員がおっしゃられました地域の方の意見もしっかりと聞くようにということでございますし、それは当然のことであります。この都市計画マスタープランを見直すことによって清須がさらに発展していくと。そのためにも必要な見直しだというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

議 長（野々部 享君）

以上で、加藤議員の議案質疑を終了いたします。

議案質疑が終わりましたので、次のとおり、各議案等を各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第1、議案第1号については、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第2、議案第2号、日程第3、議案第3号及び日程第4、議案第4号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第5、議案第5号及び日程第6、議案第6号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第7、議案第7号、日程第8、議案第8号、日程第9、議案第9号、日程第10、議案第10号、日程第11、議案第11号及び日程第12、議案第12号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第13、議案第13号、日程第14、議案第14号、日程第15、議案第15号、日程第

16、議案第16号、日程第17、議案第17号、日程第18、議案第18号、日程第19、議案第19号、日程第20、議案第20号、日程第21、議案第21号及び日程第22、議案第22号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第23、議案第23号、日程第24、議案第24号及び日程第25、議案第25号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第26、議案第26号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第27、議案第27号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第28、議案第28号は、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第29、議案第29号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

最後に、日程第30、発議第1号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、3月23日（木）午前9時30分から再開いたします。

これをもちまして、本日は散会といたします。

早朝より大変御苦勞さまでした。

（ 時に午前10時17分 散会 ）